

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

- 福島県議会定例会を招集する件 三六三
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件 三六三
- 県営土地改良事業計画を変更した件 三六三
- 道路の区域を変更する件三件 三六四
- 道路の供用を開始する件二件 三六四
- 廃川敷地等が生じた件 三六五
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 三六五
- 産業廃棄物処理施設等変更事前協議書の提出があったので公告する件 三六五
- 落札者を決定した件 三六六
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件 三六六
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 三六六

告 示

福島県告示第三百七十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百一条第一項の規定により、福島県議会定例会を平成二十一年六月二十三日福島市に招集する。
平成二十一年六月九日

福島県知事 佐藤 雄平
(総務課)

福島県告示第三百七十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年六月九日から同年七月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まっちづくり課、

福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市経済部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十一年六月九日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
南相馬ジャスマール 南相馬市原町区大木戸字金場七十七番地ほか
 - 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。
- (商業まっちづくり課)

福島県告示第三百七十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年六月九日から同年七月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まっちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市経済部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十一年六月九日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド原町店 南相馬市原町区北原字前谷地二百五十二番地ほか
 - 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。
- (商業まっちづくり課)

福島県告示第三百七十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十一年六月九日から同年七月九日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まっちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び相馬市産業部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。
平成二十一年六月九日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
相馬ショッピングパーク 相馬市馬場野字雨田百十八番地一ほか
 - 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。
- (商業まっちづくり課)

福島県告示第三百七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、宮川地区に係る県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年六月九日

福島県知事 佐藤 雄平

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十一年六月十日から

同 月二十九日まで（二十日間）

三 縦覧の場所

会津若松市役所及び大沼郡会津美里町役場

（農村計画課）

福島県告示第三百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十一年六月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道矢吹堀込線	須賀川市矢田野字上石田九四番地先から同 市矢田野字西町二〇六番地先まで	変更前	A 五・二〇 一六・五	九五二・〇 九四八・六
		変更後	B 六・二〇 一七・二	

（道路計画課）

福島県告示第三百八十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十一年六月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月九日

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道郡山矢吹線	須賀川市矢田野字新町二八番地先から同 市矢田野字上石田二番一地先まで	変更前	A 六・〇〇 一六・五	八二二・〇 五九四・二
		変更後	B 八・〇〇 三一・〇	

福島県知事 佐藤 雄平

（道路計画課）

福島県告示第三百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成二十一年六月九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月九日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
国道二八九号	南会津郡南会津町塩江字膳棚乙七七八番地先から同 郡同 町永田字大道上二二番地先まで	変更前	一〇・〇〇 一六・〇	一九〇・〇 一九〇・〇
		変更後	一〇・〇〇 一八・〇	

（道路計画課）

福島県告示第三百八十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十一年六月九日から二週間一般の縦覧に供する。

- 産業廃棄物指定処理施設（廃プラスチック類の破砕施設） 二基
 産業廃棄物指定処理施設（廃プラスチック類の溶融・破砕施設） 一基
 産業廃棄物指定処理施設（廃プラスチック類の破砕・溶融施設） 一基
 産業廃棄物指定処理施設（産業廃棄物の圧縮施設） 一基
 産業廃棄物処理施設等の処理能力
 廃プラスチック類の破砕施設 一・九二トン毎日（八時間） 二基
 廃プラスチック類の溶融・破砕施設 〇・二四トン毎日（八時間） 一基
 廃プラスチック類の破砕・溶融施設 一・六トン毎日（八時間） 一基
 産業廃棄物の圧縮施設 四・三二トン毎日（八時間） 一基
 （産業廃棄物課）

公告第329号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県大気汚染常時監視システムの貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の1第1項の規定により公告する。

- 平成21年6月9日 福島県知事 佐藤 雄 平
- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量 福島県大気汚染常時監視システム一式
 - 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地 福島県福島市杉妻町2番16号
 - 3 落札者を決定した日 平成21年4月20日
 - 4 落札者の氏名及び住所 株式会社神鋼エンジニアリング&メンテナンス 兵庫県神戸市灘区岩屋北町四丁目5番22号
 - 5 落札金額 37,485,000円
 - 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 7 特例政令第6条の公告を行った日 平成21年3月10日
- （水・大気環境課）

公告第330号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

平成二十一年六月九日

土地改良区の名称
会津北部土地改良区

福島県知事 佐藤 雄 平

退任した役員
 役員氏名 住所
 監事 齋藤喜代衛 喜多方市字南原三四九七番地
 （農村計画課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第二項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第二項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合には、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成二十一年六月二日現在において、次のとおりである。

平成二十一年六月九日 福島県選挙管理委員会
 委員長 菊地 俊彦

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数	三三、三三六
二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）	三四、四五九
三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）	
選挙区	選挙区
伊達郡	福島市
安達郡	会津若松市
岩瀬郡	郡山市
南会津郡	いわき市
耶麻郡	白河市
	七八、八八〇
	三一、六九七
	八九、一一〇
	九四、八七二
	一一、六五二

相馬郡	双葉郡	田村郡	石川郡	東白川郡	西白河郡	大沼郡	河沼郡
-----	-----	-----	-----	------	------	-----	-----

一〇、九三二	一九、九七四	二〇、〇五二	二二、四五〇	九、八三八	一八、〇二三	八、五九二	九、三七七
--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	-------

二本松市	相馬市	喜多方市	須賀川市	原町市
------	-----	------	------	-----

九、一五一	一〇、四一九	九、二二三	一八、〇三一	二二、七四八
-------	--------	-------	--------	--------